

令和5年度 財政健全化判断比率等 について

このことについて、以下のとおりQ & A形式で皆様のいろいろな疑問にお答えします。

なお「健全化判断比率等」の数値の公表にあたっては、専門的な用語が使われています。まず本制度導入の経緯や数値の公表、そこで使われている用語などを説明した後に、Q & A集を掲載しますので、あらかじめご了承ください。

I 「健全化判断比率」が導入された経緯

平成18年6月の夕張市における財政破綻を契機に、旧来の地方財政再建促進特別法における以下のような問題点が指摘されるようになり、新たな自治体再生法制の創設が急務となりました。このため、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「財政健全化法」と言います。）が公布されました。平成20年4月から財政状況を表す指標の算定と公表に関する規定が、平成21年4月からはすべての規定が施行され、新しい自治体再生法制が本格的に運用されています。

（旧来の地方財政再建促進特別措置法の問題点）

1. わかりやすい財政状況の開示等が不十分である。
2. 再建団体の基準しかないため、早期是正機能がない。
3. 普通会計を中心とした収支に関する指標のみであり、公営企業・第三セクター等を含めたストック（負債）の財政状況に問題があっても対象にならない。
4. 公営企業にも早期是正機能がない。



II 財政健全化法の目的

財政健全化法では、自治体財政の健全化を促進するために以下のような制度を創設し、自治体の財政状況を分かりやすく公表し、問題がある場合には早い段階から健全化に向けた対策を実施していくことにしています。

（財政健全化法で創設された制度）

1. 「健全化判断比率」と「資金不足比率」を定め、毎年、算定・公表して財政状況を分かりやすく開示する。
2. 「健全化判断比率」に「早期健全化基準」と「財政再生基準」を設け、「健全化判断比率」の4指標のうち1つでも早期健全化基準を超えた時点で「財政健全化計画」を策定し、財政の健全化に向けて対策を実施していく。
3. 健全化判断基準の1つとして「将来負担比率」を設け、地方公営企業・地方公社・一部事務組合・第三セクター等まで含めた将来的な負担額（ストック）を算定する。
4. 公営企業については、毎年「資金不足比率」を算定・公表することで経営状況を開示し、経営の健全化を図る。



Ⅲ 健全化判断比率とは

健全化判断比率には、「①実質赤字比率」、「②連結実質赤字比率」、「③実質公債費比率」、「④将来負担比率」の4つの指標があります。このうち、①～③の指標は、毎年度の収支に基づくフロー指標で、④が公営企業・一部事務組合等・地方公社等の出資法人まで含めた将来的な負担率を算定するストック指標になっています。

また、4つの指標全てに「**早期健全化基準**」が設けられており、1つでもその基準を超えると、「**財政健全化計画**」を策定し、自治体自身の努力で財政の健全化を図っていくことになります。

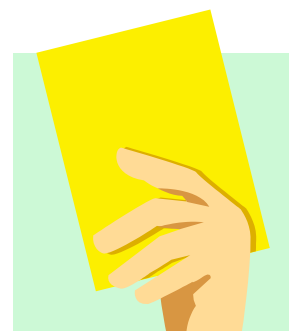
さらに、④を除く3つの指標については、「**財政再生基準**」が設けてあり、1つでもその基準を超えると、「**財政再生計画**」を策定し、国の関与を受けつつ財政の再生を図っていくことになります。

各指標と基準を表にまとめると次のようになります。

指標の名称	指標の内容	早期健全化基準	財政再生基準	地方債許可制移行基準
実質赤字比率	一般会計の赤字の程度をみる（フロー指標）	11.25～15%	20%	2.5～10%
連結実質赤字比率	公営事業会計までを含めた自治体全体の赤字の程度をみる（フロー指標）	16.25～20%	30%	—
実質公債費比率	自治体全体の会計と一部事務組合等まで含めた公債費のうち、公債費に充当する特定財源と地方交付税が措置された部分を除く実質的な公債費の負担の程度を把握する（フロー指標）	25%	35%	18%
将来負担比率	自治体全体の会計と一部事務組合等など出資法人等まで含めた将来的な負債のうち、負債の償還に充当する特定財源と地方交付税が措置された部分を除く自治体の実質的に負担する負債の割合を把握する（ストック指標）	350%	—	—



わかりやすく言うと、財政状況が危なくなった時点で、**イエローカード（早期健全化基準）**で警告を与え、その自治体自らが財政再建できないことが明確になれば、**レッドカード（財政再生基準）**で国の関与の下で財政再建に取り組むことになるという制度なのです。



Ⅳ 資金不足比率とは

「**資金不足比率**」は、地方公営企業会計の会計ごとに資金の不足額を事業の規模で除したものです。「**資金不足比率**」においても、経営健全化基準（20.0%）が定められていて、この基準を超えた地方公営企業会計は、経営健全化計画を策定し経営の健全化を図っていくことになります。

項 目	内 容
資金の不足額	【法非適用企業（公共下水道特別会計）】 （歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－歳入額）－解消可能資金不足額
解消可能資金不足額	事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
事業の規模	【法非適用企業】営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額 （宅地造成事業のみを行う会計については、調達した資金を示す資本＋負債となる）

なお、Ⅲ及びⅣにおいて各指標の概要については説明しましたが、それぞれの計算式についてはQ＆Aの中でお示ししますので、ここでは省略します。

V 多度津町の健全化判断比率等の数値とその分析

それでは、次に多度津町の各指標の算定値を見てみましょう。

判断指標	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	早期健全化基準 (R 5)	財政再生基準 (R 5)
①実質赤字比率	—	—	—	—	—	14.54%	20.00%
②連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	19.54%	30.00%
③実質公債費比率	10.5%	11.5%	11.7%	11.3%	12.0%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	152.7%	149.4%	182.4%	173.1%	169.0%	350.0%	—
⑤資金不足比率	—	—	—	—	—	経営健全化基準 20.0%	

①・②については黒字決算のため、⑤について資金は不足していないため、数値は算定されず「—」と表示されています。

③について、この比率は過去３カ年の平均で算出するもので、昨年度比で0.7ポイント増加しましたが、地方債許可制移行基準（18.0%）を下回っており、昨年に引き続き県への協議のみで起債することができます。

④については、昨年度比で4.1ポイント減少しています。減少の主な要因は、一般会計の地方債残高の減少や債務負担行為に基づく支出の減少によるものです。

早期健全化基準（350.0%）を下回っているとはいえ、将来負担比率が高い主な要因として考えられるものは、一般会計の地方債残高及び公共下水道会計の準元金償還金残高（一般会計から各会計への繰出分）が多額である点、また「多度津町土地開発公社」の債額が多額である点です。

しかし、一般会計等の地方債残高が多額であるということは、将来の多度津町にとって有意義な生活基盤整備や環境整備等の事業を積極的に実施してきた結果でもあります。

また、「多度津町土地開発公社」の負債額については、平成21年度まで「多度津町土地開発公社経営健全化計画（第一次）」に沿って、一般会計による買い戻し（約15億円）を実施

することにより負債額を減少させてきました。また、平成 25 年度に「第 3 次多度津町土地開発公社経営健全化計画（平成 30 年 11 月改定）」を策定し、買い戻しを進めることで、更なる負債額の減少に努めています。さらに、「多度津町土地開発公社に対する補助金要綱」に基づき、借入利息について一般会計より補てんし、簿価が上昇しないようにしています。

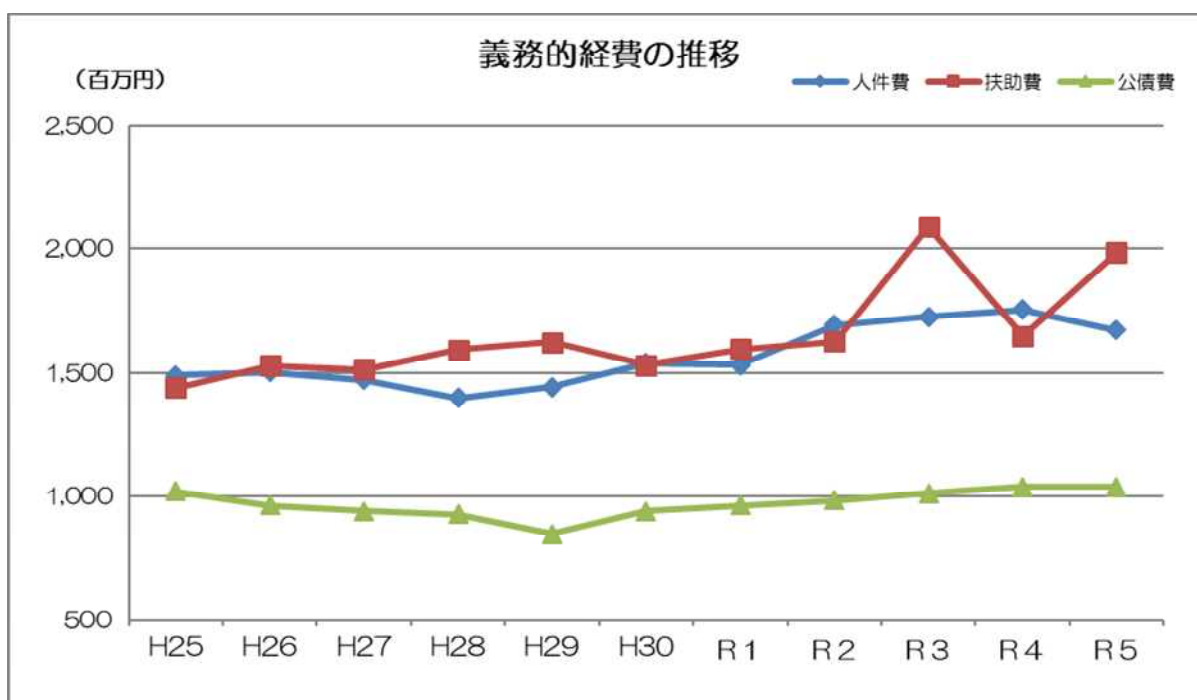
さらに、負債額を減少させていく一方で、収入の増加を図ることも重要です。行政改革と連携することで安定かつ確実な収入増を図るとともに、財政調整基金の着実な積み立てを進め、それと並行して各種経費の節減にも取り組む中で同比率の改善を目指します。

ここで、歳出の大半を占める義務的経費の推移を見てみましょう。

多度津町の職員数と義務的経費の推移

単位：人、百万円

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
職員数	195	194	190	187	192	193	190	189	189	191	194
人件費	1,491	1,503	1,472	1,400	1,445	1,539	1,533	1,696	1,729	1,757	1,675
扶助費	1,442	1,529	1,515	1,595	1,626	1,531	1,598	1,627	2,089	1,651	1,985
公債費	1,022	965	941	930	849	941	965	986	1,013	1,041	1,041
義務的経費 合計	3,955	3,997	3,928	3,925	3,920	4,011	4,096	4,308	4,831	4,449	4,701
構成比	49.2	37.4	43.5	45.6	41.7	47.4	46.2	35.5	35.8	43.3	48



このように、その支出が義務付けられており任意に削減することが難しいといわれている「人件費」においては、10 年前に比べ 12.3%増加しています。同じく「公債費」については、10 年前とほぼ同額となっています。また、同じ義務的経費であり、社会保障の一環として児童・高齢者・心身障がい者等を援助するために支出する「扶助費」については、10

年前に比べ 37.7%増加しています。

この結果、義務的経費全体では、10 年前に比べて 18.9%の増加となりました。今後は、新庁舎整備事業など大型事業に伴う起債の発行による公債費の増加が見込まれます。それに加えて、高齢者の増加による人口構成比の変化や社会経済構造の変化による要援護者の増加などの要因により、扶助費の増加が継続していくことも見込まれます。

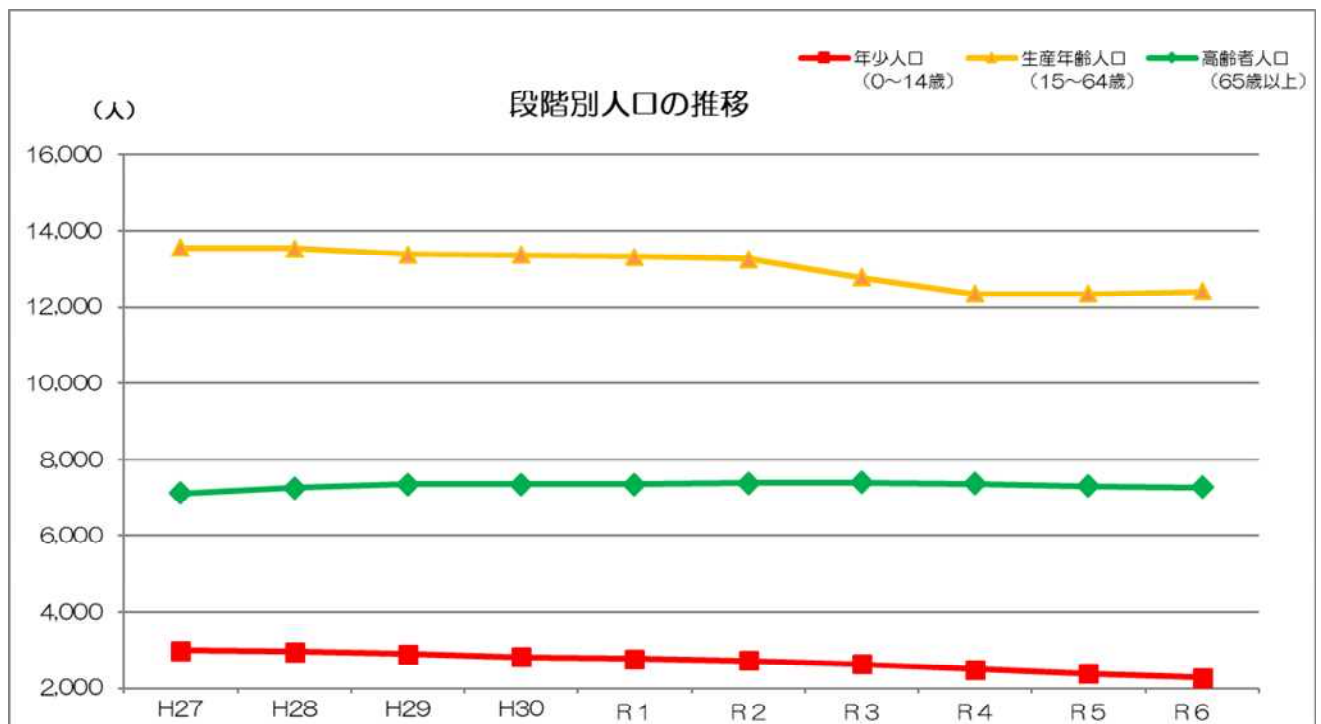
ここで近年の年齢別構成比の推移を見てみましょう。

年齢段階別人口の推移

単位：人（各年度5月1日現在）、%

年 度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	
										H27比指数*	
年少人口 (0～14歳)	2,990	2,955	2,896	2,818	2,767	2,725	2,626	2,498	2,385	2,269	75.9
生産年齢人口 (15～64歳)	13,557	13,545	13,392	13,368	13,330	13,268	12,793	12,349	12,346	12,422	91.6
高齢者人口 (65歳以上)	7,114	7,254	7,351	7,348	7,354	7,390	7,406	7,366	7,300	7,283	102.4
全 体 人 口	23,661	23,754	23,639	23,534	23,451	23,383	22,825	22,213	22,031	21,974	92.9
世 帯 数	10,334	10,608	10,654	10,736	10,808	10,946	10,622	10,329	10,405	10,673	103.3

※H27 の各数値を 100とした場合の指数



ご覧のとおり、全体人口については緩やかに減少している状況ですが、その構成比については年少人口・生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加という変化が見られます。

ちなみに高齢化率は、30.0%（H27）から 33.1%（R6）へと 3.1 ポイントの上昇がみられ、いまや3人に1人が高齢者という状況となっています。

行政施策を推進しようとするとき、人口全体数やその年齢別構成比等の基本的数値の予測は非常に重要な要素となってきます。また当町は、町単独で消防を保有し町民すべての安全・安心確保に多大な貢献をしているなど、他市町と単純比較のできない要素も多々あることを

ご理解くだされば幸いです。

今後とも行財政改革をさらに推進し、より健全な町政運営に努めてまいりますので、町民各位にはさらなるご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年10月

町 民 各 位

多度津町長 丸 尾 幸 雄

健全化判断比率等の導入の経緯と当町の算定結果と分析等をお示ししましたが、それ以外にもいろいろな疑問や質問があると思いますので、以下にQ & A方式でご紹介します。



Q & A 財政健全化判断比率って？

Q 1. 「将来負担比率」でいう「将来」とはいつ頃のことをさすのですか？

A 1. 「いつ頃」という特定の時期をさすのではなく、数値を算定した時点からみた広義の「将来」とご理解ください。

なお、今回の一連の指標については、来年度以降も事前に町監査委員の審査を経て町議会9月定例会への報告後、今年度とほぼ同時期に住民に対して公表される予定です。

Q 2. 「実質公債費比率」と「将来負担比率」との関係はどうみるのですか？

A 2. 「実質公債費比率」は、一般会計の公債費（※1）に、公営事業会計や一部事務組合の公債費に対して一般会計が負担したと認められる額を加えた合計額が、標準財政規模（※2）から普通交付税に算入された公債費を控除した額に対して占める割合をいい、式で表すと次のようになります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}$$

これに対して、「将来負担比率」は、一般会計・公営事業会計・一部事務組合にさらに土地開発公社負担見込額などを加えた将来負担額から基金残高や地方債残高（※3）のうち普通交付税に算入される見込額等を控除した額が、標準財政規模から普通交付税に算入された公債費を控除した額に対して占める割合をいい、式で表すと次のようになります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債残現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}$$

つまり、「実質公債費比率」が各単年度の公債費負担の割合を表しているのに対して、「将来負担比率」は公債費だけでなく町が負担すべき見込額全体を表しているという意味で、後者の方が長期的な負担を的確に表していると言えるでしょう。

※1 公債費……………地方公共団体の借金返済額のことです。

※2 標準財政規模…地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模をいいます。

※3地方債残高……地方公共団体の借金残高のことです。

Q3. 下水道や道路整備などのために借金があると書かれてあったが、返済の見込みはあるのですか。

A3. 本町の下水道事業は、各家庭や工場から排出される汚水を処理する汚水整備と、町中に降った雨水を道路側溝や下水路を通して速やかに川や海に排除して浸水を防ぐ雨水整備があります。

本町の汚水整備については、令和6年4月1日現在で下水道の普及率は59.9%であり、合併浄化槽を含めると80.29%の整備を実施しました。

雨水整備については、浸水対策事業として排水ポンプ場や雨水管渠の整備を行い、安全・安心なまちづくりに向けて整備を実施しています。その一つが、大規模な「堀江雨水第一ポンプ場」です。(約22億円)

また、下水道の処理水を再利用することにより、農業用水の確保のため、ため池や水路への放流を行っています。

このように、下水道事業は、安全で快適な生活を確保し河川や海の水質汚濁防止のための重要な役割を果たすとともに、良好な水環境を創造するという生活基盤を支える事業です。

なお、公共下水道特別会計における令和5年度末の地方債現在高(借金)は、約56億7,729万円となっており、今後も、下水道使用料や一般会計からの繰入により計画的に償還を進めてまいります。

Q4. 土地開発公社と多度津町の関係はどういったものですか？

A4. 「多度津町土地開発公社」は、公有地先行取得事業などの業務を行っていますが、多度津町により全額出資され設立した特別法人であることから、多度津町が全額債務負担義務を負っています。

具体的には、①北駅前線道路用地(駅前公園・パークアンドライド)、②多度津山環境整備用地(さくらの森高原)、③葛原墓地用地、④北駅前線道路用地(駅前駐輪場)等を先行取得し所有していました。

これらの公社保有の土地については、計画的に買い戻しを推進し、同土地開発公社の債務を早期解消できるよう努めてまいりました。また、借入利息を補てんすることによって簿価(資産または負債について、適正な会計処理の結果として算出される数値の純額)の抑制も図りました。

現在も所有している土地としては、⑤町第2駐車場用地(旧国鉄清算事業団用地)、⑥多度津山環境整備用地(リサイクルプラザ周辺用地)などがありますが、平成25年度より「第3次多度津町土地開発公社経営健全化計画(平成30年11月改定)」に則り、一般会計による買い戻しをさらに進め、負債額の減少に努めています。

Q5. 町民への負担はどの程度までしわ寄せがくるのですか？

A5. 一般的な健全化対応策としては、「住民団体やイベントなどへの補助金・負担金の削減」や「料金・手数料の値上げ」などがあげられており、社会情勢が大きく変化する中、将来の見通しを述べることは困難ですが、常に近隣市町と比較し、特別に町民の皆様には負担を大きくすることはありません。

確かに各分野で様々な事業を展開してきた結果として、地方債残高は大きくなっていますが、これまでのところ住民負担は低く抑えられており、①不妊治療に対する夫婦への助成、②重度心身障害者医療制度における所得制限の撤廃、③高齢者福祉タクシー事業など、特に医療・福祉分野における住民サービスの充実度は大きいと言えるでしょう。

民間がやらない不採算事業でも地域に必要なことを行うのが自治体本来の役割であり、指標の数値を下げることだけに目をとられるのではなく、「住民自らが本当に必要としているサービスは何か」を最優先に優先順位等を十分に考慮しながら、今後さらに健全な行政運営に努めたいと考えています。

Q6. 資金不足比率とはいったもののなのですか？

A6. 地方公営企業会計の会計ごとに資金の不足額を事業の規模で割って算出される指標のことをいい、式で表すと次のようになります。

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--

多度津町の場合、対象となる地方公営企業会計には「公共下水道事業特別会計」がありますが、黒字であり算定されないため算定指標は「－」となっています。

以上、簡単にQ&Aをお示しさせていただきましたが、これ以外のご質問がありましたら、下記までお問い合わせください。

今後とも何卒、町行政に対しまして深いご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

多度津町総務課財政係

☎33-1110